

2021年2月

お客さま各位

石動信用金庫

未利用口座を対象とした「未利用口座管理手数料および自動解約」の導入について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、2021年4月1日以降に新規開設いただいた普通預金口座を対象として、下記の通り、「未利用口座管理手数料」を導入させていただくことと致しました。

なお、本手数料は、未利用の状態となった普通預金口座に対する管理コストの一部をご負担いただくものであり、常時の入出金や口座振替等でお引取されている普通預金口座が対象となることはございません。

記

1. 未利用口座管理手数料

対象となる口座	2021年4月1日以降に新規開設 された普通預金口座 ※総合口座、貯蓄預金口座、決済用普通預金を含みます ※盗難・紛失などにより利用が停止されている口座を含みます 最後のお預入れまたは払戻し（当該普通預金口座のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます）から、 2年以上 、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座 ただし、次の場合を除きます。 (1) 当該口座の残高が10,000円以上である場合 (2) 同一の営業店で、お借入れがある場合 (3) 同一の営業店で、他にお預かり金融資産（当座預金、定期預金、定期積金等）がある場合
手数料	年間1,320円（内、消費税120円）
手数料の引落とし	(1) 口座が上記の「対象となる口座」となった場合、届出の住所に「ご案内」を郵送いたします。 ※郵送した「ご案内」が延着または到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 (2) 「ご案内」郵送後、一定期間（約3ヶ月）経過後もお預入れまたは払戻し等のお取引が無い場合、当該口座から「未利用口座管理手数料」を引落しいたします。 ※一旦引落しいたしました未利用口座手数料については、返却いたしません
自動解約	(1) 口座残高が未利用口座管理手数料以下の場合は、口座残高をもって未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を自動的に解約させていただきます。 (2) 口座残高を超える負担および自動解約後の手続きはございません。 ※解約した口座の再利用には応じられません

2. 改定となる預金規定

- ・普通預金＜決済用普通預金（無利息型）含む＞規定
- ・定期性総合口座規定
- ・貯蓄預金規定

3. 改定内容（例：普通預金規定）

以下の条項を新設する予定です。

普通預金規定（抜粋）「未利用口座管理手数料」条項の新設

8.（未利用口座管理手数料）

- | |
|--|
| <p>(1) 当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預け入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料（以下「未利用口座管理手数料」といいます）以外の払戻等、所定のご利用がない場合には、この預金口座を未利用口座とし、当金庫が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。</p> <p>(2) 当金庫は未利用口座管理手数料を、未利用口座から払戻請求書によらず当金庫所定の方法により引落しできるものとします。</p> <p>(3) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は当該預金残高全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約することができるものとします。</p> <p>(4) 未利用口座管理手数料の引落しは、流動性預金共通規定第8条第5項の預金口座の利用には含まれないものとします。</p> <p>(5) 引落しとなった未利用口座管理手数料についてはご返却いたしません。また、第3項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めに応じられません。</p> <p>(6) 前5項は2021年4月1日以降に開設された預金口座に適用されるものとします。</p> |
|--|

※今後、本手数料について変更がある場合には、ホームページ等でお知らせします。

※ご不明な点は、お取引店までお問合わせ下さい。

以 上